

大和高田市児童ホーム事業
運営業務委託プロポーザル実施要領

令和８年１０月

大和高田市こども・健康部
保育幼稚園課

大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、大和高田市が実施する児童ホーム事業運営業務の委託業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

1 目的

放課後児童健全育成事業として、現在8小学校の13施設で実施している児童ホーム事業運営業務について、より充実したサービスの提供を目的として、専門知識と経験を有する民間事業者により事業運営を委託するために事業者の募集及び選定を行います。

2 委託業務概要

(1) 業務名

児童ホーム事業運営業務

(2) 業務の実施場所

名称	住所	備考
片塩第1児童ホーム	旭北町2番1号	片塩小学校内
片塩第2児童ホーム	旭北町2番4号	片塩幼稚園内
高田第1児童ホーム	大中東町5番15号	高田小学校内
高田第2児童ホーム	大中東町5番15号	高田小学校内
土庫児童ホーム	土庫3丁目2番61号	土庫小学校内
浮孔児童ホーム	中三倉堂2丁目5番43号	浮孔小学校内
磐園第1児童ホーム	有井1番地	磐園小学校内
磐園第2児童ホーム	有井1番地	磐園小学校内
陵西第1児童ホーム	池田3番地	陵西小学校内
陵西第2児童ホーム	池田2番地2	陵西幼稚園内
菅原第1児童ホーム	根成柿436番地	菅原小学校内
菅原第2児童ホーム	根成柿436番地	菅原小学校内
浮孔西児童ホーム	曾大根1丁目5番1号	浮孔西小学校内

(3) 業務内容

別紙「児童ホーム事業運営業務委託仕様書（実施要領別添1）」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約締結の協議に使用する仕様書は、本プロポーザルにより特定された契約候補者の企画提案内容等に応じて、内容を変更する場合があります。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日までの間とします。

ただし、業務の実施期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間とします。

(5) 委託者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 業務委託費の上限（各年度の委託上限額、消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 203,810,000円

令和10年度 209,920,000円

令和11年度 216,270,000円

3 選考

(1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を選定します。その後、優先交渉権者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

(2) 審査方法

- ア 第1次審査として、提出された提案書を、下記の（3）評価基準の「⑥事業実績」「⑦法人の安定性」「⑧価格評価」に基づいて事務局が評価・採点することにより、第2次審査のヒアリングに進む上位3者以内の事業者を選定します。
- イ 第2次審査は、第1次審査で選定された事業者を対象に、提出された提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施し、下記の（3）の評価基準の「①～⑤」に基づき選定委員会が評価・採点を行います。第2次審査の得点は第1次審査の得点に加算し、各者の合計点を150点満点として審査します。
- ウ 応募者が1者の場合であっても、審査を行います。この場合において、審査の結果、選定委員会が定める基準に満たない応募者については、業務委託受注予定者として選定しません。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

	区 分	評 価 項 目	配 点
①	児童の育成支援に関する事項	・年齢に応じた保育マニュアルが整備されているか。 ・特別な支援が必要な児童に対する対応が考えられているか。 ・運営上の工夫、付加価値サービスは提案されているか。 ・長期休業日のイベントは回数・質ともに充実しているか。 ・年間計画の内容は、充実したもののか。	30点
②	支援員等の雇用に関する事項	・支援員等の配置体制は適切か。 ・人材育成の考えが明確に示されているか。 ・支援員のスキルアップのための研修計画は確立されているか。 ・業務内容、責任分担が確立されているか。 ・職員の処遇について考慮されているか。（雇用条件、福利厚生等） ・支援員等の継続雇用計画及び代替員確保体制は確立されているか。 ・支援員等から労働条件、勤務体制その他の労務管理に関する意	25点

※選定委員会の委員1名当たりの配点です。

※1次審査は、提出された提案書類等に基づき事務局が採点を行い、その合計点の上位3者を2次審査の対象者として選定する。ただし、総合得点が同点であった場合は、評価項目⑧の得点が高い者を上位とします。なお、評価項目⑧の得点も同点の場合、審査会において合議の上、上位3者を決定するものとします。

※第2次審査の総合得点が同点となった場合は、評価基準①の合計得点が高い事業者を優先事業者とします。評価基準①の合計得点も同点である場合は、評価基準①②③の合計得点が高い事業者を優先事業者とします。なお、評価基準①②③の合計得点も同点である場合は、審査会における合議により順位を決定するものとします。

4 参加資格要件

次に掲げる項目をすべて満たしていること。

- (1) 平成28年4月1日以降において、放課後児童健全育成事業運営業務を3年以上履行した実績を有すること。
- (2) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県内に本社又は支店等の営業拠点を有すること。営業所の場合は、営業所であることを証する書類（定款等）を提出すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中でないこと。また、国や奈良県で同等の措置を受けていないこと。
- (6) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 国税または地方税の滞納がないこと。

5 関係資料について

本プロポーザルの実施にあたり、次の資料を本市ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ使用してください。

- (1) プロポーザル実施要領（本資料）
- (2) プロポーザル実施要領に定める様式（様式第1～6号）
- (3) 児童ホーム事業運営業務委託仕様書

6 選定スケジュール

実施要領等の公表・配布	令和8年10月13日（火）
現地見学参加申込	令和8年10月19日（月）午後3時まで
現地見学	令和8年10月21日（水）午後1時30分
質問の受付期間	令和8年10月21日（水）～10月23日（金）午後4時30分まで
質問の回答期限	令和8年10月27日（火）
参加申請書及び提案書の受付期間	令和8年10月21日（水）～11月4日（水） 午後4時30分まで期間中受付
第1次審査（参加資格審査・書類審査）	令和8年11月5日（木）
第1次審査（参加資格審査・書類審査）による結果通知	令和8年11月6日（金）
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年11月17日（火）午前9時30分
優先交渉権者の決定	令和8年11月下旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	令和8年11月下旬
契約締結	令和8年12月中旬
準備期間	委託事業者決定～令和9年3月31日
児童ホーム事業運営業務委託開始	令和9年4月1日（木）

※日程については変更となる場合があります。

7 現地見学

本プロポーザルについて、現地見学を以下のとおり実施します。見学希望の事業者は、上記の配布書類を持参の上、出席してください。

- （１） 日 時：令和8年10月21日（水）午後1時30分
- （２） 申込方法：電子メール（hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp）により「現地見学参加申込書」（様式第1号）を令和8年10月19日（月）午後3時までにこども・健康部保育幼稚園課（担当：喜村）まで提出して下さい。
- （３） 現地見学
磐園児童ホーム→高田児童ホーム→菅原児童ホーム（予定）
※参加人数は1事業者につき3名以内とします。
現地への移動は、参加各社の車両でお願いします。

8 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問の受付期間
 - ア 令和8年10月21日（水）から同年10月23日（金）午後4時30分まで
 - イ 質問内容を簡潔にまとめて、電子メール
(hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp)により、こども・健康部保育幼稚園課
(担当：喜村) まで送信してください。質問書の様式は任意です。
- (2) 回答
全質問をまとめた内容及びそれに対する回答を令和8年10月27日（火）までに電子メールにより送信します。(大和高田市ホームページに公表いたします。)

9 応募申込み

本プロポーザルに応募する事業者は、以下の書類を提出してください。

- (1) 受付期間：令和8年10月21日（水）～11月4日（水）（土日祝を除く。）
 - (2) 受付時間：午前9時から午後4時30分まで
 - (3) 受付場所：こども・健康部保育幼稚園課（必着）
 - (4) 提出書類：下記のとおり
 - ※様式のあるものは、既定の様式を遵守すること。ただし行の追加は可とします。
 - ※様式のないものは、任意様式で結構です。
 - ※書類に不備がある場合は、失格とします。
 - ※電子メールは不可とします。
- ア 参加申請書（様式第2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 提案書（様式第4号）
正本1部、副本（コピー可）14部
※提出書類の副本には、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- オ 年間計画（予定）表（様式第6号）
- カ 貸借対照表及び損益計算書（直近2年分）
- キ 会社案内等のパンフレット 1部
- ク 納税証明書 各1部
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人事業税
 - (ウ) 法人都道府県民税
 - (エ) 法人市町村民税
- ※直前決算日を基準日として直近1年分とし、発行日から3か月以内のものであること（写し可）。また、本店及び契約予定支店等の所在する都道府県又は市区町村のものに限る。

10 第1次審査(参加資格審査・書類審査)の結果通知

第1次審査の結果は、令和8年11月6日（金）に電話及び電子メールにより通知します。

11 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)の実施

- (1) 実施日：令和8年11月17日（火） 午前9時30分（予定）
- (2) 実施場所：大和高田市役所5階 会議室7
- (3) 提案時間：20分以内（予定）（質疑応答の時間は含みません。）※応募日時順
- (4) 説明者：3名以内
- (5) 出席者：実際に配置予定の事業運営管理者 ※実際に配置予定の事業運営管理者についてはできる限り出席できるようにお願いします。
- (6) 準備物：パソコン等を使用する場合は、事業者側で準備してください。
（プロジェクター、スクリーンは市が準備します。）

12 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の決定等
 - ア 選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という。）の順位を確定します。
 - イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。
 - ウ イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」（様式第9号）を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。
 - エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。
- (2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大和高田市長（以下「市長」という。）は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する保育幼稚園課の担当職員が行います。
- (3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、保育幼稚園課の担当職員から別途ご案内します。

 - ①優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
 - ②優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
 - ③優先交渉権者との協議が不調となったとき。
- (4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、保育幼稚園課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務も、保育幼稚園課において行います。

13 留意事項

- (1) 次に掲げる場合は、失格とします。
- ア 提案書を提出期限までに提出しなかった場合
 - イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合
 - ウ 提出書類に虚偽がある場合
 - エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合や、国や都道府県で同等の措置を受けた場合
 - オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。
- (3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。当該保有公文書は、市情報公開条例第6条各号に該当する不開示情報が記録されている場合を除き、公開となることから、あらかじめ了承の上、提出してください。
- (7) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面（様式は任意です。）で提出してください。市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中9番地4

大和高田市こども・健康部保育幼稚園課

(担当：喜村)

電 話：0745-22-1101（内線 2656）

FAX：0745-23-0415

メール：hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp